

**居宅介護支援
重要事項説明書**

今帰仁村社会福祉協議会

今帰仁村社協指定居宅介護支援事業所

重要事項説明書

(居宅介護支援)

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業者の名称等

事業者の名称	今帰仁村社会福祉協議会
事業者の所在地	今帰仁村字天底62番地
法人種別・代表者名	社会福祉法人 会長 田港 朝茂
電話番号	0980-56-4742
利用者定数	122人
一人当りの人数	35人

2. ご利用の事業所

事業所の名称	今帰仁村社協指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	今帰仁村字天底62番地
管理者の氏名	當山 清人
電話番号	0980-56-4102
ファクシミリ番号	0980-56-4014
指定年月日及び指定事業所番号	平成12年3月16日 (4771400027)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅介護専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供します。
運営の方針	利用者の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供し、公正中立な居宅介護支援を行います。

(公正中立なケアマネジメントの確保) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者家族に対し利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、当該事業所を位置付けた理由を求めることが可能です。

(集中減算の報告) 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合につき説明を行い理解を得なければならない。

4. 居宅介護支援サービス介護内容

当事業者が、あなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

(1) 提供するサービス

① 居宅サービス計画書（ケアプラン）作成

※ サービス計画までの手順は次のとおりです。

- ・ ご自宅を訪問し、あなたやご家族からのお話を伺います。
- ・ あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・ 介護支援専門員（ケアマネージャー）を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し了解を得ます。

② 情報の提供

- ・ 要介護認定の申請、変更の代行
- ・ 関連申請者等の連絡調整
- ・ 給付管理表の作成・提出

※ 毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

③ このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

④ このサービスの提供は親切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。
もし分からない事があったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

5. 担当の職員

※ あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

6. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

7. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

- ・ **利用料**…要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。
保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日（市・町・村）の窓口提出しますと、全額払い戻しを受けられます。
- ・ **交通費**…サービスを提供・実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。（km/50円）
- ・ **その他**…要介護認定申請代行費、記録の謄写費用などをいただくことがあります。

<参考>

要介護1～要介護2	10,860円/月	要介護3～要介護5	14,110円/月
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円/月	特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円/月
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円/月	特定事業所加算A	1,140円/月
初回・加算	3,000円/月	通院時情報連携加算	500円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円/月	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円/月
退院・退所加算カンファレンス無1回	4,500円/月	退院・退所加算カンファレンス有1回	6,000円/月
退院・退所加算カンファレンス無2回	6,000円/月	退院・退所加算カンファレンス有2回	7,500円/月
特定事業所医療連携加算	1,250円/月	退院・退所加算カンファレンス有3回	9000円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/月

8. 職員の勤務体制・職務内容・権限

従業者の職種	員数	区 分				職務内容	勤務体制
		常 勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者 (主任介護支援専門員)	1		1			業務の総括にあたる。	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)
介護支援専門員	3名 以上	2名 以上	1名 以上			居宅介護支援の提供にあたる。	
事務員	1		1			給付請求等の事務を行う	

従業者は、事業所の目的と運営方針に従って共に協力しあい適切にサービスを提供します。

権 限：管理者は当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申込みに係る調整、業務の管理を一元化します。

(ハラスメント対策の強化) 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

9. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休日	日曜日・年末年始12月29日～1月3日

10. 事業の実施地域

実施地域	今帰仁村
------	------

11. 緊急時の対応

介護支援専門員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとします。

1 2. 事故発生時の対応

(1) 介護支援専門員は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに沖縄県介護保険広域連合市町村及び利用者の家族等に連絡をするとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議し、当該利用者に対して介護サービスを提供している事業者等へ速やかに報告するものとします。

(2) 社会福祉法人今帰仁村社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

ただし、損害賠償は、本会の契約している保険会社の損害賠償額の範囲内とします。

加入損害保険会社

全国社会福祉協議会を契約者とする「社協の保険」制度に加入しています。

1 3. 苦情処理の体制

利用相談室	窓口担当者	管理者：當山清人
今帰仁村社協	ご利用時間	午前8時30分～午後5時30分
	ご利用方法	電話 0980-56-4102 面接・苦情箱設置
今帰仁村役場 (福祉保健課)	ご利用時間	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話 0980-56-4189
沖縄県 国民健康保険 団体連合会	ご利用時間	午前9時00分～午後5時00分
	ご利用方法	電話 098-860-9022

1 4. 協力福祉機関・医療機関・連携機関

今帰仁村役場 福祉保健課	電話番号 56-4189
今帰仁村地域包括支援センター	電話番号 51-5744
今帰仁診療所	電話番号 56-3581
特別養護老人ホーム 乙羽園	電話番号 56-2086

1 5. 秘密の保持

(1) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(2) 事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ当該家族の同意を文書により得るものとする。

16. キャンセル料

サービスをキャンセルした場合には、交通費等実費につきご精算いただくことがあります。

17. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出下さい。

18. 事業運営の透明性確保の為の取組み状況

事業計画、財務内容等に関する資料の開示希望の依頼があれば、閲覧することができますので、お申し出下さい。

19. (医療と介護の連携強化)

利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を説明し了解を得ます。

20. (事業継続計画)

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

21. (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

22. (身体拘束等の禁止)

- 1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する

行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

2 3 (感染症対策)

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底。対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

2 4 (一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入説明)

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供する。

2 5 (テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング) 以下の要件あり

- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び交付を行いました。

今帰仁村社協指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項説明を受け、それを交付され 指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄

利用者の家族 氏名 _____ 印 () _____